情報の収集・一元化に関する前回までの議論の整理

平成22年8月 消費者委員会事務局

問題項目	消費者安全専門調査会で出された意見等
事業者からの収集(消費生活用製品安全法) ・ 業界 ・ 業界 ・対象外の業界	・どうやって事故を捕捉するかが大事。製品・食品・医薬品などについて,事故を捕捉する仕組みが必要。・労災の把握率はかなり高いので,それを参考にできないか。・事故情報収集の仕方について,事業者からも取り,その補充として消費者からも取るという捉え方をできないか。・消費者から事業者に上がって〈る情報が事業者で止まってしまわないように、情報が流れるようなシステム、仕組みが必要。
消費者からの収集(消費者安全法) ・自治体消費者センター経由 ・国セン・NITE経由 ・消費者団体経由 ・病院・消防・警察経由 ・財団法人日本中毒情報センター経由 ・メディアからの情報収集 ・消費者自身の入力	・センターに寄せられる相談情報は相談者のプライバシーの問題などセンシティブな問題が多々ある。公表が難しく、制度的な検討が必要。 ・消費者センターの情報を含めて、情報提供してほしい。 ・事故は起きていないのだけれど、起こりそうなものはないのかという問題もある。 ・たとえば、車の違和感がある場合に、その情報を収集して、これを公表することは重要。 ・学校の事故情報は、事故情報データバンクには入らないのか。 ・事故情報データバンクの参画機関に消防庁が集めた情報などは含まれる予定はないのか。 ・日本中毒情報センターは毒物監視という役割を果たしているので、情報収集先に入れるべき。 ・メディアからの情報は、消費者を混乱させるとか、企業を風評被害に陥れるというリスクはあるが、収集制度の中で、うま〈活用して議論する方がいい。 ・消費者が(直接)消費者庁に文句を言うということもコンピューター処理を使えれば、情報として考えてもよいのでは。

(第1回の意見は黒字、第2回の意見は青字) (消費者安全法 消安法、消費生活用製品安全法 製安法で表示)

問題項目	消費者安全専門調査会で出された意見等
	(1)現行法における情報収集の問題点 通知すべき事故情報の範囲 ・消安法の第2条の第5項の1号に「政令に定める被害」と定義があるが、重要な情報が抜け落ちないよう、「死亡及び治療を要する被害」としているんな事故が報告される仕組みにするべき。 ・消費者安全法の第2条の第6項の1号(重大事故等)の定義に該当するか、治療に要する期間をすぐに 判断することは難しく、治療に要する期間を30日以上でなく、10日以上にするべき。 ・生命、身体被害を発生させるおそれのある事案といっても、被害が非常に大きい乳幼児に関しての情報、高齢者に対する情報など、それぞれによって違いもあるので、もっときめの細かい施行令、要綱にして
	報、高殿省に対する情報など、それぞれによって遅いものもので、もっとさめの細かい施行や、安綱にしてほしい。 ・消費者事故等の範囲があいまい。通知基準を明確にしてほしい。消費者による使用等に伴い生じた事故をもう少し広〈解釈してほしい。 ヒヤリハット情報 ・情報には、事故情報とヒヤリハットに近い情報の2つがある。後者は取扱いを別にし、ちゃんと議論するべき。
	誤使用関係の情報 ・誤使用を含め、さまざまな情報が全部集まる仕組みを早くつくって、対応が早くできるようにするべき。 ・消安法の通知案件の定義をもう少し広げる必要があるのではないか。誤使用であっても、製品そのもの が安全性を欠いていなくても、事故が続発するようなケースでは報告すべき案件として定めるべき。
	通知すべきか判断に迷う情報への対応 ・消安法の第12条の直ちに通知しなければならない重大事故等の情報について、数時間以内に提供しなければならないため、相談員にとってはかなりのプレッシャー。重大事故なのか、消費者事故なのかの判断を現場にまかされるのは、非常につらい。マニュアル化してほしい。
	・判断に難しいものについて、解決方法の分かるようなものをみんながみれるようなかたちにすると役に立 つ

問題項目	消費者安全専門調査会で出された意見等
	(2)情報分析からみた情報収集のあり方の見直し ・通知元の判断を大事にするというが、地方自治体には情報の分析力、蓄積がないので、消費者庁ともっと合議して、消費者庁に分析官、相談窓口を設けて一緒に考えてもらって、通知するようにしないと地方にとっては大きな負担になる。 ・通知のステップにおいて3段階のスクリーニング(消費者事故等に該当するか、重大事故等に該当するか、被害の発生・拡大のおそれがあるか)があると判断に時間がかかり、判断に困る。 ・(通知基準にこだわらず、)何でもかんでもデータを入れた方がいい。 ・地方の通知元には、事故に関する情報を入力してもらい、コンピューターの言語処理によって、該当、非
	地方の通知元には、事故に関する情報を入力してもられ、コンピューターの言語処理によって、該当、非該当を消費者庁の方で判断することでいいのでは。 ・法令上の問題がなくても続発するような事態については、通知案件として扱うと同時に、所管官庁が別にあっても、消費者庁が独自に検討して、積極的に改善措置を促していくパターンを確立するべき。 ・情報の収集は広めに行って、現場で分かるようなマニュアル化を行う。その上で、事故か誤使用かの分析は、消費者庁が自治体と連携して行う。 (3)情報利用からみた情報収集のあり方の見直し
	・各地の事故情報が見えるような情報のネットワークづくりをしてほしい。 ・公表までには至らない段階で、何かおかしいのではないかというものについて、関係者の間で情報を共有するネットワークがあると良いと思う。全国版が難しいのであれば地域的なものでも関係機関等のネットワークがあるといい。

その他(今後、情報の分析、利用関連として整理するもの)

問題項目	消費者安全専門調査会で出された意見等
・製品のリスクをどこまで許容するか。	・消費者が製品のリスクをどこまで受け入れるのか、ステークホルダー全部が集まって議論するべき。 ・100円ライターの問題は、他の商品にもあてはまる面がないのか考えた上で、どういう消費者の常識の 形成の仕方がいいのかを考えるべき。 ・キッズデザインなど団体のアイデアや技術を消費者庁のサイトに掲載し、活用しては。 ・消費者が被害から逃れる最大の方法は誤使用を勉強することで、これをどう伝えていくかが大事。